

規制の事後評価書(要旨)「簡素化」

法律又は政令の名称	保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令										
規制の名称	少額短期保険業者に関する経過措置期間における保険引受上限金額										
担当部局	金融庁企画市場局総務課保険企画室 03-3506-6000(内線:3571、3573)	e-mail: RIA@fsa.go.jp									
評価実施時期	令和5年6月30日										
事前評価時の想定との比較	当該規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。										
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較									
	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td>経過措置の期限が延長されることについて、保険契約者等に周知する費用、経過措置適用期間中に限って経過措置の上限金額の引受けを行うことが可能であることを保険契約者等に説明する費用として、1年あたり概算で約3.7億円の遵守費用が生じると想定していたが、大きなかい離は生じていないものと認識している。</td> <td>事前評価時の想定とのかい離は認められない。</td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td>経過措置適用業者に対して経過措置終了に向けた対応計画を策定させ、半期ごとに当該対応計画の進捗状況の報告を求めて、必要に応じてヒアリングを実施したほか、経過措置適用業者が保険契約者等への周知・説明を適切に実施しているかをモニタリングした費用が発生したが、事前評価時の費用推計と大きなかい離は発生していない。</td> <td>事前評価時の想定とのかい離は認められない。</td> </tr> <tr> <td>副次的な影響及び波及的な影響</td> <td>事前評価時に想定した影響以外の負の影響は特になく、また、かい離も発生していない。</td> <td>事前評価時の想定とのかい離は認められない。</td> </tr> </table>	遵守費用	経過措置の期限が延長されることについて、保険契約者等に周知する費用、経過措置適用期間中に限って経過措置の上限金額の引受けを行うことが可能であることを保険契約者等に説明する費用として、1年あたり概算で約3.7億円の遵守費用が生じると想定していたが、大きなかい離は生じていないものと認識している。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。	行政費用	経過措置適用業者に対して経過措置終了に向けた対応計画を策定させ、半期ごとに当該対応計画の進捗状況の報告を求めて、必要に応じてヒアリングを実施したほか、経過措置適用業者が保険契約者等への周知・説明を適切に実施しているかをモニタリングした費用が発生したが、事前評価時の費用推計と大きなかい離は発生していない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。	副次的な影響及び波及的な影響	事前評価時に想定した影響以外の負の影響は特になく、また、かい離も発生していない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。	
遵守費用	経過措置の期限が延長されることについて、保険契約者等に周知する費用、経過措置適用期間中に限って経過措置の上限金額の引受けを行うことが可能であることを保険契約者等に説明する費用として、1年あたり概算で約3.7億円の遵守費用が生じると想定していたが、大きなかい離は生じていないものと認識している。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。									
行政費用	経過措置適用業者に対して経過措置終了に向けた対応計画を策定させ、半期ごとに当該対応計画の進捗状況の報告を求めて、必要に応じてヒアリングを実施したほか、経過措置適用業者が保険契約者等への周知・説明を適切に実施しているかをモニタリングした費用が発生したが、事前評価時の費用推計と大きなかい離は発生していない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。									
副次的な影響及び波及的な影響	事前評価時に想定した影響以外の負の影響は特になく、また、かい離も発生していない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。									
考察	<p>金融庁では、当該延長期間中、経過措置を終了させ本則に収束させるべく、本則を超過する保険金額の引受けを行う業者全てに対して、令和5年3月末の経過措置の終了に向けた対応計画を策定させ、以降半期ごとに当該対応計画の進捗状況の報告を求めて、必要に応じてヒアリングを実施してきた。</p> <p>その結果、本則超過契約が、概ね対応計画の予定どおり減少していること、また、各適用業者とも、令和5年3月末の経過措置期限到来までに本則超過契約の引受けを終了予定であることを確認した(令和4年5月の確認時点で、令和5年3月末の本則超過契約が被保険者ベースで約9万人残るものの、当該契約の次回更新時(～令和6年9月)には、本則の範囲内の引受に移行する)。</p> <p>以上を踏まえ、令和5年3月末の経過措置期限到来後の更なる経過措置の延長は行わないこととした。</p>										
備考											